

涉外知的財産紛争処理に関する国務院の規定が公布、5月1日から施行

2025年3月21日

JETRO 香港事務所

2025年3月19日、国務院総理の李強氏が「**涉外知的財産権紛争処理に関する国務院の規定**」（国务院关于涉外知识产权纠纷处理的规定¹）を公布する国務院令に署名した²。同規定は同日付けで公表され、2025年5月1日から施行される。

本規定は18条から構成されているところ、その概要は以下の通り。

1. サービスの強化

- ✓ 国務院の関係部門は、涉外知的財産権情報の照会サービスと早期警告を強化し、涉外知的財産権紛争処理を指導するための作業組織および作業手順を改善し、紛争処理の指導と援助を提供すること（第4～6条）。
- ✓ 商業調停機関および仲裁機関が涉外知的財産権紛争の解決に参加できるよう支援し、法律事務所や知的財産権サービス機関などの涉外知的財産権関連サービス提供者の能力開発を強化し、涉外知的財産権紛争の効率的かつ便利な解決方法および涉外知的財産権関連サービスを市民および組織に提供すること（第7～8条）。

2. 企業の実力強化

- ✓ 企業は、法治意識を高め、内部規則を制定・改善し、知的財産権人材を強化し、知的財産権の保護・運用を強化し、合法的権益を積極的に保護すること（第11条）。
- ✓ 国務院の関係部門は、涉外知的財産権紛争の重点分野および重点リンクを重視し、企業に対して宣伝・研修を行い、典型的な事例と組み合わせて、法に基づき涉外知的財産権紛争を処理する経験と実務を紹介すること（第11条）。
- ✓ 企業が涉外知的財産権を保護・防御するための共済基金を設立することを支援し、保険機関が涉外知的財産権に関する保険業務を行うことを奨励すること（第9条）。

3. 海外調査及び証拠収集の規制

¹ [原文] https://www.gov.cn/zhengce/content/202503/content_7014486.htm

² [原文] https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202503/content_7014511.htm

- ✓ 中国国内における文書の送達、調査及び証拠収集は、中国が締結し又は加盟している国際条約及び法律の規定に従って処理されること（第 12 条）。
- ✓ 中国国外で証拠又は資料が提供される場合、国家機密の保護及びデータセキュリティに関する法律及び行政法規の規定を遵守しなければならない、法律に従って主管機関の許可が必要な場合には関連する法的手続を履行しなければならない（第 13 条）。

4. 不当な待遇への対抗

- ✓ 我が国の国民および組織に対して内国民待遇を与えず、または、十分かつ効果的な知的財産権保護を提供しない場合、国务院の商務主管部門は、法律に基づいて調査を行い、必要な措置を講じることができる（第 14 条）。
- ✓ 外国国家が知的財産権紛争を口実として我が国に対して抑圧や弾圧を行い、我が国の国民および組織に対して差別的な制限措置を講じる場合、国务院の関連部門は、法律に基づいて相応の対抗措置および制限措置を講じることができる（第 15～16 条）。

本規定については昨年夏ごろに司法部から意見募集稿が公表されていた³ところ、本意見募集稿と比較すると、上記 4. に該当する項目（第 14～16 条など）が追加され、外国における不公平な待遇について対抗していくことが明確化されている。

（以上）

³ [原文] https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/lfyjzi/lflfyjzi/202407/t20240729_503608.html